

第8回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 8月 8日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白 石 淳 一	2番 星 野 芳 寿
3番 遠 西 美 子	5番 遠 藤 由理子
6番 宮 下 庄 吉	7番 高 井 武 男
8番 生 方 芳 光	9番 萩 原 正 道
10番 中 村 順 子	11番 金 井 繁 行
12番 星 野 博 一	13番 井 上 正 文 (会長)
14番 牛 口 長 明	15番 小 林 由喜子

・欠席

なし

・遅刻

4番 石 井 武 久

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	佐 藤 エリカ
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

事務局長	1. 開会前 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 本日、4番 石井武久委員より遅刻の届出がございました。 在任委員15名中、現在の出席委員は、14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。	午後1時27分
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時30分
議長	3. 議事録署名委員の指名について まず、議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、15番 小林由喜子委員、1番 白石淳一委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	午後1時30分
議長	4. 諸般の報告 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。 事務局より順次、報告をお願いします。	午後1時30分
10番委員	その前にいいですか。 総会の場合ですので、携帯電話の電源は切った方がいいと思うのですが。 毎回気になるので、言っていただければと思います。	
議長	その通りだと思います。携帯電話の電源は切っていただくようお願いいたします。 それでは、報告をお願いします。 下記について報告	

- (1)農地法第3条の3の規定による届出について
- (2)農地復元届について
- (3)形質変更届について
- (4)農地に該当しないことの証明について
- (5)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後1時34分

議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

続きまして4番

7番委員

本件とは別なのですが、許可要件の第5号の下限面積要件についてですが、撤廃されると聞いたのですがいつからでしょうか。

事務局

先月に関東農政局から説明がありましたが、まだ正式には決まっていない状況です。

7番委員

わかりました。

議長

ほかにご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第３８号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第３８号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第３９号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 １件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第３９号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第３９号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

議長	次に議案第４０号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 議案説明　１件
事務局	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第４０号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第４０号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第４１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 議案説明　７件
事務局	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。 ここで、７番案件について、１２番星野博一委員が現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。

12番委員	申請地は山林に囲まれていて、農地としても急斜面で耕作が困難な場所です。周囲の農地に影響もなく、問題はないと思われます。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。 まず1番 2番 3番 4番 5番 6番
1番委員	土地購入費が1,000円とありますが、どういう理由でしょうか。
事務局	こちらの土地ですが、所有者が管理できないとのことで、このような金額設定になっているようです。
11番委員	自身で管理できず、誰かが引き受けてくれるならタダでもいいという人が出てきている状況ですし、時代の変化もあるのではないのでしょうか。
7番委員	この案件ですが、所有者の方が相続したものの、畑じまいしている状況です。その状況で、151㎡の畑を使ってください、というのも借りる人もなく難しいと思います。
議長	わかりました。
1番委員	状況を見ながら、いい方法があれば考えていくしかないのでしょうか。
議長	続きまして7番
12番委員	これは今でも牧草を作っているのでしょうか。

事務局長	6年くらい前から草が生えているだけの状況です。急斜面なので、雨が降ると水が流れてくるかもしれません。
議長	この場所は、土砂災害警戒区域に入っているので、下流の集落にどのような影響が出るか、都市計画課とも協議している状況です。 他に7番についてご意見・ご質問等があればお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第41号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第42号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
事務局	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。 ここで、現地を6番宮下庄吉委員が確認しておりますので報告をお願いします。
6番委員	写真のとおり、丈の大きい木が立っている状態で、農地というには考えてしまうような現状です。
議長	今回の証明願いが、直接本人からではないこともありますよね。
14番委員	農地でないことの証明と非農地判断は何が違うのでしょうか。

事務局次長	非農地判断は、年に1回農地パトロールが終わった後に確認して出しているものを非農地判断としています。 それ以外のものを農地に該当しないことの証明願いとしていますが、最終的に非農地の扱いになることは変わりません。
14番委員	農地でないことの証明書を出すと、どんなことができるのでしょうか。
事務局次長	証明書を出すと、転用をしなくても農地でないとの証明になるので、それをもって地目を変えることができるようになります。 申請地は農振地域となっていますが、証明をするとそれで地目を変えることができるので、農振除外の手続きをしない形になりますし、通常の転用申請をせずに転用できてしまうことになりますので、初めから目的が決まっているものに対して、証明すべきなのかどうか協議いただきたいと思います。
議長	現況を見ると、宮下委員や推進委員さんが見ると農地として利用することは困難とのことですが、ここで非農地として判断すると、なし崩し的になってしまうということですね。
1番委員	税法上はどうなるのでしょうか。
事務局次長	農地に該当しないことの証明を出すと、おそらく、太陽光発電施設を建てる場合、地目を変えてから実施すると思うので、その時点で税金も高くなると思います。
1番委員	わかりました。
議長	他にご意見がありましたらお願いします。
7番委員	これは、証明願を受けるか受けないかという話で良いですか。
議長	そうですね。

7 番委員 本人からでなくて業者からということであれば、見送るべきかと思いま
す。

議長 他にご意見がありましたらお願いします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 4 2 号については、証明は妥当ではないということでご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 4 2 号「農地に該当しないことの証明願について」は、
願い出は受理しないことと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後 2 時 2 0 分

6. 協議事項 なし

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議について
- (2) 令和 4 年度農業委員会地区別研修会について
- (3) 営農型発電設備の下部の農地における営農状況等の現地確認について
- (4) 令和 4 年度沼田市農業まつりの実施について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉 会

終了 午後 3 時 0 2 分